

刑務所出所者等就労奨励金支給制度

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、保護観察所の依頼を受け、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を行った**協力雇用主**に対して、最長1年間、奨励金を支給する制度

(就労開始後)

1～6か月目

7～12か月目

就労・職場定着奨励金

- ◆ 支給額：1～6か月目 **毎月最大8万円**
- ◆ 要 件：①保護観察対象者等を雇用した協力雇用主
②刑務所等在所中から就労を調整
③正社員又は1年以上の雇用見込み

A
コース

or

B
コース

- ◆ 支給額：1～3か月目 **毎月最大2万円**
4～6か月目 **毎月最大4万円**
- ◆ 要 件：保護観察対象者等(Aコース以外)を雇用した協力雇用主



就労・職場定着強化加算金

- ◆ 支給額：1～6か月目 **毎月1万円**
- ◆ 要 件：①**20歳未満又は50歳以上**の保護観察対象者等を雇用した協力雇用主
②勤務時間外に月3回、職場定着に必要なフォローアップを実施

就労継続奨励金

- ◆ 支給額：9か月目 **最大12万円**
12か月目 **最大12万円**
- ◆ 要 件：保護観察対象者等を引き続き雇用する協力雇用主

協力雇用主とは ?

- ・刑務所出所者等の前歴等の事情を理解した上で雇用し、その自立や社会復帰に協力する事業主
- ・保護観察所に協力雇用主として登録
- ・約2万5千社が登録